

理事候補者の選出規程

第1条 (目的)

本規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「F J E」という。）定款第11条第1項(1)に定める理事の候補者の選出について定める。本規程に従って理事の候補者となった者は、定款第12条第1項の社員総会決議により選任されて初めて理事となる。

なお、本規程で使用する用語は、原則として定款の用語に従うこととする。

第2条 (理事候補者の資格)

理事の候補者は、次のいずれかの要件に該当してはならない。

- (1) 当該理事が選任される社員総会が開催される年の1月1日現在において22歳未満の者、又は75歳を超える者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 当該理事が選任される時点で、5期連続して理事に就いている者

第3条 (理事会による理事候補者の推薦)

1. 理事会は、次の各号に従って、理事の候補者を推薦することができる。但し、当該理事会による理事の候補者の総数は7名以内とする。

- (1) 学識経験者 2名又は3名
- (2) 前号以外の者 3名から5名

2. 理事会は、本規程第7条に定める届出期間内に、前項による理事の候補者を理事候補者管理委員会に対して書面により届け出る。

第4条 (各団体による理事候補者の推薦)

1. 全日本学生フェンシング連合、高等学校体育連盟フェンシング専門部及び日本フェンシング・アスリート会議は、各団体の内部規定に従い、それぞれ1名の理事の候補者を推薦することができる。

2. 前項の各団体は、本規程第7条に定める届出期間内に、理事の候補者を理事候補者管理委員会に対して書面により届け出る。

第5条 (その他の理事候補者の選出)

1. 正会員及び公益社団法人日本フェンシング協会登録規程に従って個人登録をした者（以下「個人登録者」という。）は、本規程第3条及び第4条により推薦される理事候補者との合計人数が20名以内となる範囲内において、理事の候補者となることができる。

2. 前項に基づく理事の候補者は、本規程第2条各号に定める要件のほか次の要件を充たしていなければならない。

- (1) 正会員1名以上の推薦を得ていること(なお、1人の正会員が推薦できる候補者は3名までとする。)
- (2) 本規程第7条の届出期間満了日までに、正会員又は個人登録者としての登録を完了していること
3. 理事の候補者となる正会員及び個人登録者は、本規程第7条に定める届出期間内に、理事候補者管理委員会に対して書面により立候補を届け出る。
4. 前項の立候補者数が、本条第1項に定める人数を超える場合、本規程第8条以下に定める選挙により本条に基づく理事の候補者を定める。

第6条 (理事候補者管理委員会)

1. 理事の候補者及び前条第4項に基づく理事の候補者の選挙に関する諸々の事項を管理するために理事候補者管理委員会を設置する。
2. 理事候補者管理委員会を構成する委員は3名とし、F J Eの会長が理事会の決議を経て定める。
3. 理事候補者管理委員会は互選により、委員長を定める。

第7条 (届出期間及びその告知日)

理事候補者管理委員会は、理事会、全日本学生フェンシング連合、全国高等学校体育連盟フェンシング専門部、日本フェンシング・アスリート会議、正会員及び個人登録会員に対して、当該理事が選任される社員総会の1ヶ月前までに理事の候補者の届出期間を書面により告知する。

第8条 (本規程第5条第4項に基づく選挙)

1. 本規程第5条第4項に基づく選挙を行う場合、理事候補者管理委員会は、前条の届出期間満了日から3日以内に、当該団体及び立候補者並びに社員全員に対し、選挙の実施を書面により告知する。
2. 前項の選挙は、当該理事が選任される社員総会の招集通知発送の2日前までに、社員全員による無記名投票により行われる。
3. 投票の結果、投票数が同数となった候補者については、抽選の方法により優劣を決する。
4. その他の投票及び選出方法については、理事候補者管理委員会が定める。

第9条 (附則)

この規程は2015年5月10日に制定され、翌日より適用される。

この規程の改廃は、F J Eの理事会の決議により行う。

2015年5月15日 制定

2021年2月28日 改定